所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

地域経済の担い手として、中小業者は経済の発展に貢献してきた。しかし、中小業者を支える家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第 56 条において、必要経費に算入しないと定められている。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は年間 86 万円、家族の場合は年間 50 万円で、家族従業者はこの控除額が所得とみなされるため、社会的にも、経済的にも自立できず、家業を手伝いたくても手伝えない状況を引き起こし、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告にすれば家族従業者に支払った給与を必要経費にすることができるが、家族従業者の同じ労働に対し、申告の方法で差をつけるということは矛盾している。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費と認め、家族従業者の労働・人権などを正当に評価している。

よって、国においては、所得税法第 56 条を直ちに廃止し、家族従業者に労働の対価として支払う正当な報酬を必要経費として認め、家族従業者の人権保障の基礎をつくることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

沼　津　市　議　会